

広告掲載基準

1 規制業種及び規制事業者

次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、ハンドブックに掲載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- (3) たばこに係る業種又は事業者
- (4) ギャンブルに係る業種又は事業者
- (5) 商品先物取引に係る業種又は事業者
- (6) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (7) エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形等医療法上の診療科目以外の医療、施術、役務サービス等を提供する業種又は事業者
- (8) 公的機関又は行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) その他ハンドブックを広告媒体として掲載する広告に係る業種又は事業者として適当でないと甲が認めたもの

2 広告に係る一般的基準

- (1) ハンドブックに掲載する広告は、市の広報媒体の性格上、その品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとしなければならない。
- (2) 柏市が事業主体であるかのような誤解をハンドブックの利用者に与えないよう、柏市が提供した情報が掲載された部分と広告欄との区別を明確にしなければならない。

3 広告内容等の基準

次の各号のいずれかに該当する広告は、ハンドブックに掲載す

ることができない。

- (1) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 政治性のあるものや選挙に関係するもの
- (3) 宗教性のあるものや迷信，非科学的なものに関するもの
- (4) 個人又は団体の意見広告又は名刺広告
- (5) 社会問題についての主義主張や係争中の問題に係る声明広告
- (6) 人事募集又はフランチャイズチェーンの募集に係るもののうち，以下に該当するもの

ア 人材募集に見せかけて、売春等違法行為の勧誘やあつ旋の疑いのあるものや，商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているもの

イ 誰にでも簡単に高収入が得られるような表示があるもの

ウ 雇用主，応募資格，勤務条件，給与，業種・職種及び仕事の内容等が明確に表示されていないもの

エ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号），雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）等関係法規を遵守していないもの

- (7) 法令等に違反するおそれのあるもの

ア 独占禁止法に違反する建築条件付き宅地の広告

イ 医療法，薬事法等の広告制限に抵触するおそれのあるもの

ウ 特定商取引に関する法律の広告規制に抵触するおそれのあるもの

エ 不当景品類及び不当表示防止法の表示規制に抵触するおそれのあるもの

オ 健康増進法の誇大表示に抵触するおそれのあるもの

カ その他法令等に抵触するおそれのあるもの

- (8) 社会的，市民生活的な観点から適切でないもの

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体等の構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する広告

イ 性差別，性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現である広告

(柏市男女共同参画推進計画に反する内容の広告)

ウ 都道府県知事又は市長の許認可を受けていない，あるいは届け出をしていない等各種手続を行っていない社会福祉施設等の広告

エ 文部科学省又は都道府県の認可を受けていない学校，専修学校及び各種学校（ただし，国などの公的機関の助成制度などの適用を受けている団体は除く。）の広告

オ 青少年保護や健全育成の観点から好ましくない広告

カ 名誉き損，信用き損，プライバシーの侵害，業務妨害等のおそれのあるもの又は差別を助長するもの

(9) 消費者保護の観点から適切でないもの

ア マルチ商法，催眠商法等の悪質商法とみなされる広告

イ 将来の利益を誇示したり，元本保証と認識されるような投資信託等の経済行為に関する広告

ウ 医薬品，医薬部外品，化粧品，健康食品等の広告であって，許可の範囲を逸脱した効能や効果を表現し，又は不当に安全性を強調する等の広告

エ 自己の優位を強調するため，他の商品と比較する表現の広告

オ 投機，射幸心をあおったり，内容が虚偽誇大である等，過度の宣伝になるもの

カ 住宅等の物件については，次のいずれにも該当しないもの
(ア) 柏市の区域内の物件

(イ) 広告対象物件が住宅の品質確保の促進等に関する法律

（平成 11 年法律第 81 号）に規定されている瑕疵保証制度及び住宅性能表示制度の適用を受けていること。

(ウ) 開発許可や建築確認を受けている物件（シリーズ広告及び予告広告を含む。）

(10) 次のいずれかに該当する広告

ア 皇室関係の写真又は紋章を使用した広告

イ 氏名，肖像等を本人に無断で使用したもの又は明らかに模倣，盗作等とみなされる表現のもの

ウ 国土地理院の地図を無断で使用したもの

エ あたかも甲が推奨しているような表現のもの又は当該企業のサービスを利用するに当たって有利であると誤解を招くおそれのある表示があるもの

オ ハンドブックの行政情報の一部であると混同するおそれのある広告

(11) 甲の広報事業の円滑な遂行に支障をきたすもの

(12) 市税の滞納がある者の広告

(13) その他ハンドブックに掲載する広告として妥当でないと甲が認めるもの

4 広告主の禁止事項

乙は、広告主に対し、次の各号に掲げる行為を禁止しなければならない。

(1) 法令の定めに違反する行為又はそのおそれのある行為

(2) 公序良俗に反する行為

(3) 社団法人日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為

(4) 消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為

(5) 甲又は第三者に対し、財産権（知的財産権を含む。）の侵害、名誉若しくはプライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為又はそのおそれのある行為

(6) 甲の広告掲載業務の運営及び維持を妨げる行為

(7) 有害な情報を広告する行為

(8) 甲が別途禁止行為として定める行為

（補足）

柏市を甲，協働事業者を乙とする。

附 則

この基準は、令和7年5月16日から施行する。